

情報委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、情報委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、西日本区の活動が組織的かつ効率的に運営されるために必要な諸資料や内外に情報を提供するウェブサイト、公式メーリングリストの維持管理、コンピュータによるシステム構築および管理運用、区内のIT化に協力することを目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、委員長については連続して4期、委員については6期までの再任を妨げない。
2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(運用・守秘義務)

第6条 ウェブ上に掲載する情報や資料の管理は関係する区役員と連絡を密にし、適切な取り扱いに務める。
2. 公式ウェブサイトおよび公式メーリングリストの運用については、本委員会において別途定めるガイドラインによることとする。
3. プライバシーに関連するデータの取り扱いについては、その保護に留意する。

(付則)

第7条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定 2004年4月4日 改正 2005年11月28日 改正
2003年7月1日 施行 2004年4月5日 施行 2005年11月28日 施行